

# 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
九州・アジアの賑わいの都「福岡」
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
福岡市
- 3 地域再生計画の区域  
福岡市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### <計画区域の特性と取組>

福岡市は、東アジアを舞台に活躍した中世の博多豪商、日本最初のチャイナタウンなど、アジア大陸に最も近いという地理的特性を活かした国際商業都市として長い歴史を持つ。

近年においても、高度な学術機能、産業集積、交通・情報インフラ等を活かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える福岡空港や博多港の流通機能を強化しながら、九州・アジアにおける経済活動の拠点都市づくりを進めてきた。

今日の経済のグローバル化の進展、東アジアの急速な経済成長、製造部門の海外進出等、急激な経済情勢の変化の中、国においては、対内投資促進と外国人観光客誘致戦略や自由貿易協定の検討などに加え、開放的で活力ある国・地域の実現を目指し、国土形成計画やアジア・ゲートウェイ構想の策定が進められている。

将来的にも、平成23年春の九州新幹線の全線開業、平成22年の韓国高速鉄道の全線開業が予定されており、これまでに例を見ない緊密な九州・アジアとの連携の萌芽が生まれつつある。

一方で、本市の基幹産業である流通業の構造変化や投資誘致に関する国際的な競争の波が押し寄せており、本市としても、新しい時代にあわせて、都市の魅力や競争力を高める必要に迫られている。

このため本市では、これまでも構造改革特区や都市再生プロジェクト等の国の政策的な位置づけを受け、魅力ある都市の創造と地域の活性化を推進してきたところである。

#### 構造改革特区

「福岡アジアビジネス特区」（平成15年4月21日認定）

「ロボット開発・実証実験特区」（平成15年11月28日認定、平成18年7月全国展開）

「福岡水素利用技術研究開発特区」（平成17年3月28日認定、平成18年7月全国展開）

「環境にやさしい都市・福岡カーシェアリング特区」

（平成17年7月19日認定、平成18年7月全国展開）

## 都市再生プロジェクト

第4次都市再生プロジェクト「北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成」

(平成14年7月2日決定)

第9次都市再生プロジェクト「防犯対策とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」(平成17年6月28日決定)

## 都市再生緊急整備地域

「福岡天神・渡辺通地域」平成14年10月25日指定

「福岡香椎・臨海東地域」平成14年10月25日指定

「博多駅周辺地域」平成16年5月12日指定

このような中、本市は、国際集客戦略としての「都心空間の再整備」や、西日本の貿易港として躍進著しい博多港を活用した物流戦略の展開、さらには、医療・福祉などの研究開発とサービス機能を組み合わせた試みや豊かな生態系にとけ込んだ新しい形のまちづくりである「アイランドシティ」の整備等を行い、新しい時代を見据えたまちづくりへの転換に取り組み始めている。

また、広域地方計画の策定への参画やアジア・ゲートウェイ構想の推進に向けて取り組みを開始したほか「九州・アジア生活圏」の「ダイナミック・シティ福岡」へむけて「新・福岡都心構想」を平成18年6月に策定し、将来に渡ってさらに魅力ある都心であり続けるため、今後向かうべき都心像とそれに向けた様々な取り組みを提示したところである。

今回、地域再生計画「九州・アジアの賑わいの都『福岡』」を策定し、構造改革特区及び都市再生プロジェクト等の取組との一体的な運用を図りながら、人、もの、情報、投資交流の増大の潮流を捉え、本市の特性である流通産業や、大学等厚みのある知的基盤を活かし、新たな産業の醸成を進め、地域経済の活性化と雇用の創造に結びつけていこうとするものである。

## <計画目標>

### (1) ビジターズ・インダストリー(集客産業)の振興

コンベンションや商業、エンターテインメントなど都市の複合的な機能を高めるとともに、歴史的な資源の掘り起こしや、公共空間を活かした賑わい創出、スポーツ・音楽・演劇等の文化によるまちの魅力づくりを「ビジターズ・インダストリー推進協議会」(平成15年11月設立)をはじめ官民が一体となって推進する。また、九州国立博物館をはじめ様々な魅力を有する九州各地域と連携しながら観光客の誘致を推進する。また、道路や交通機関、商業・宿泊施設等街なかにおける案内サービスの改善等、訪問客受け入れのための環境を整備する

本市は、「アジア太平洋都市観光振興機構(TPO)」(平成14年8月設立・日本を含むアジア・太平洋地域13カ国92都市・団体が参画)を韓国・釜山広域市とともに主宰しており、TPOをはじめ様々なネットワークを活用し各都市と連携しながら国際的な観光振興に取り組んでいく。

九州新幹線の全線開業(平成23年博多~鹿児島中央)、台湾高速鉄道(平成19年1月台北~左営)や韓国高速鉄道の全線開業(平成22年予定 ソウル~釜山)、中国高速鉄道の開業(平成22年予定北京~上海)等、さらに拡大が予想される東アジアの大交流時代を見据え、九州各地域やアジア各都市との広域的観光の連携を積極的に推進し、九州・アジアの人々が行き交う集いの都を目指す。

## (2) アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興

本市は市域内に博多港、福岡空港という2つの国際物流ネットワーク基盤をもっている。特に、博多港は平成15年博多～上海間に高速貨物船が就航し、平成16年に上海港と、平成17年に広州港との友好港を締結するなどアジアを中心とした多彩な物流ネットワーク基盤として、ますます重要性が高まっている。

本市は、今後、福岡空港の国際貨物便の利便性向上、博多港のコンテナ輸出入貨物バランスの改善、鉄道貨物と博多港海上貨物との連携、高速道路網の有効活用等、本市が誇る国際物流ネットワークの再点検と強化を図り、世界的な流通の構造変化を見据えながら、本市の基幹産業である流通産業の一層の振興を図る。

また、これまで本市では、釜山広域市、シンガポール国際企業庁、青島市、大連市、杭州市と経済交流に関する覚書を締結するなど、アジア各都市との経済交流を進めてきたが、今後、さらにアジアと九州・日本とのゲートウェイとしての役割を担うため、アジアでのビジネスを展開する国内外企業の営業拠点の本市への集積を図っていくこととしている。

そのため、国内主要都市、ソウル、釜山、台北に加え、上海、青島、大連等の中国の各都市とのビジネスの利便性を高める航空アクセスの確保、外国企業進出のサポートを行う「外国企業・投資誘致センター」（平成17年3月設置）や新しいビジネス創造に取り組む企業・研究者を支援する「福岡ビジネス創造センター」（平成19年5月開設）を活用していく。

また、インターナショナルスクールの整備など外国人にとって住みやすく活動しやすい生活環境づくりにも取り組んでいく。

## (3) 知識創造型産業等新たな産業の醸成

本市には、放送をはじめ通信に関連する産業、システムLSIなど情報関連分野をはじめ、ゲームソフトや映像等のコンテンツ産業を含むソフト系IT産業の集積が進んでいる。

また、九州全体に目を向けると、IC関連産業、自動車産業、今後成長が見込まれるロボット産業等様々な製造業の集積が見られる。

このような中、産学連携交流センター（平成20年度開設予定）を九州大学と連携して運営し、大学の知の集積とポテンシャルを活用することにより、国内外の研究者、企業等の連携交流を促進し、新しい産業・企業の創出、地場企業の活性化、企業・研究機関等の立地促進を図りながら、知識創造型産業の醸成に取り組む。

一方で、少子高齢化社会の到来、市民の環境への関心の高まりなどを受け、福祉や環境などの分野におけるビジネス創出が期待されており、高齢化に関するアジアの知的・人的交流拠点、人材育成拠点、産業創出拠点などの産学連携の複合的な機能の導入を図るほか、大都市としての様々な課題を地域資源の活用により解決するコミュニティビジネスを核とした生活関連産業の振興を図る。

### <目標値>

本計画で目標としている「ビジターズ・インダストリーの振興」、「アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興」および「知識創造型産業等新たな産業の醸成」に係る目標値は以下のとおりである。

### (1) ビジターズ・インダストリー（集客産業）の振興

平成15年3月に策定された「福岡市新・基本計画」では、その目標年次である平成27年に「入り込み観光客数」を2,000万人とすることなどを目標に掲げている。

指標項目	出典調査資料	現状値	目標値	目標値設定の考え方
文化環境への満足度	市政に関する意識調査	56.6% (2005年)	75% (2015年)	市民の4人に3人が満足と感じる文化環境の充実をめざす。
福岡の美しさ評価	市政に関する意識調査	54.6% (2006年)	70% (2015年)	市民のおおむね3人に2人が美しい都市景観であると感じる状態をめざす。
入り込み観光客数	福岡市観光統計	1,642万人 (2005年)	2,000万人 (2015年)	過去10年間の伸び率を下回らない。
外国人延宿泊者数	福岡市観光統計	404,108人 (2005年)	60万人 (2015年)	過去10年間の伸び率を下回らない。

入り込み観光客数：福岡市外に居住する人で、観光を目的として（他の目的を兼ねる場合を含む）福岡市を訪問する人の数。1,559万人(2000年実数) + 27万人(1990年～2000年の年平均増加数) × 15年 = 2000万人

外国人延宿泊者数：338,091人(2000年実数) + 15,586人(1990年～2000年の年平均増加数) × 15年 = 60万人

### (2) アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興

本計画と福岡アジアビジネス特区の推進により、平成24年までに次の項目の達成を目指す。

国内外の企業誘致・創出	約700件
生産額の増加	約2,850億円
雇用創出	約20,000人

### (3) 知識創造型産業等新たな産業の醸成

本構想の推進により、コミュニティビジネスの活性化が図られ、次の項目の達成を目指す。

コミュニティビジネス事業者数	約100事業者
(H18年度現在 54事業者)	(平成19年度)

#### < 計画期間中、特に機能強化を進める地域 >

- ・ アジアとのネットワークの強化（福岡空港・博多港）
- ・ 港湾物流や研究開発を活用したアジアビジネス拠点（アイランドシティ地区）
- ・ 集客戦略としての拠点（天神・博多駅周辺地域・シーサイドももち地区等）
- ・ 知的創造型産業等新たな産業の醸成の拠点としての西部地域  
(九州大学移転周辺地区・シーサイドももち地区等)

## 5 目標を達成するために行なう事業

### 5 - 1 全体の概要

本計画で目標としている「ビジターズ・インダストリーの振興」、「アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興」および「知識創造型産業等新たな産業の醸成」を実現するため、次の各事業を行う。

#### (1) ビジターズ・インダストリー（集客産業）の振興

##### 文化芸術によるまちの魅力づくり

福岡市祇園音楽・演劇練習場「ぼんプラザホール」において、文化NPOと連携し、演劇と市民を結ぶプログラムとして「ロングランシアター」や「演劇フェスティバル」の実施、ダンス公演時に出演者によるワークショップを開催し、そのワークショップで創られた作品の発表を福岡市庁舎広場といった街中で開催するなど、文化芸術に身近に触れることができる街としての賑わい空間を創出する。

また、文化芸術の一層の振興を図るため、文化芸術の創造活動に携わる人材及び市民と文化芸術をつなぐ人材育成を図っていく。

##### 公共空間を活かした賑わいの創出等の新たな観光資源の掘り起こし

都心部等における、商業事業者、NPO等との連携のもと、道路等の公共空間を活かした自治活動・地域活動や文化イベント等の実施や、様々な観光資源のルート化など、「憩い」や「魅力」を創造する仕組みをつくることで、本市への訪問機会を増やすとともに回遊性の向上を図る。

##### 訪問客受け入れのための環境整備

集客産業の振興のため官民共同で設置した「ビジターズ・インダストリー推進協議会」をはじめ民間との連携を強化しながら、新たな観光資源の掘り起こしや、訪問客受け入れのための環境整備を行う。

特に、観光案内機能の充実など韓国をはじめ増加を続ける外国人来訪客が都心部を回遊しやすい環境を創出する。

##### 来訪客の増大に向けた福岡・九州の魅力の発信

アジア・太平洋地域13カ国92都市・団体が構成するアジア太平洋都市観光振興機構(TPO)をはじめアジア・九州の各地域と連携し、東アジア地域を重点に、観光宣伝隊の派遣や国際観光展への出展、旅行関係者の招聘事業等を実施し、観光客の誘致を図る。

#### (2) アジアとの多彩な交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興

##### 国際物流ネットワークの強化

アジアビジネス拠点として整備を進める「アイランドシティ地区」においては、港湾物流機能や研究開発を活用した21世紀の福岡市を担う産業の新たな拠点を形成することとしており、アジアビジネス関連分野等の各種産業の誘致促進を図る。

外国企業の誘致

物流機能を軸とする東アジア統括拠点、アジア企業の日本新市場進出拠点として福岡市へ進出する企業に対するサポートを行い、雇用機会の創出と地域産業の活性化を図る。

### (3) 知識創造型産業等新たな産業の醸成

大学との連携による研究者や企業の集積とコミュニティビジネスの振興

アジアビジネス拠点として整備を進める「アイランドシティ地区」においては、21世紀の福岡市を担う産業の新たな拠点を形成することとしており、健康・医療・福祉関連分野、アジアビジネス関連分野等の各種産業の誘致促進を図る。

また、九州大学をはじめとした研究機関やIT関連企業の支援を行うことにより国内外の研究者や技術者との連携交流を促進し、新しい産業の創出、企業・研究機関等の立地を促す。

そのほかにも福祉・子育て・環境の分野、商店街の活性化などの地域課題をビジネス手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元するコミュニティビジネスの起業を促進するなど雇用の創出を図る。

#### 5 - 2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

#### 5 - 3 その他の事業

##### 5 - 3 - 1 支援措置を適用して行う事業

#### 【文化芸術による創造のまち支援事業の活用】

支援措置の番号及び名称

C0801 文化芸術による創造のまち支援事業

当該支援措置を受けようとする者

福岡市（財団法人福岡市文化芸術振興財団）

当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

市民による自主的な文化芸術活動を行うための環境づくりに取り組むために、文化芸術活動を行っている人や団体、文化NPOとの共働を推進していく。

これまで、「子ども達に創造の舞台を！」事業により「演劇」ワークショップを通じた文化を育むまちづくりを目指し事業を実施してきたが、演劇だけでなくダンスや伝統芸能、音楽といった他の文化芸術体験のためにワークショップの場を提供し、あわせて指導者の育成を図りながら、さらなる文化を育むまちづくりを目指す。

〔主な取組み（予定）〕

・ワークショップ指導者育成事業

ダンスや伝統芸能、音楽といったワークショップを開催し、地元指導者の育成を図ることにより、より多くの団体に指導者を派遣できる環境を創る。

・コーディネーター育成事業

指導者と現場をつなぐコーディネーターの育成を図ることにより、ワークショップを企画し実施できる環境を創る。

## 【科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム】

支援措置の番号及び名称

B 0 8 0 1 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

当該支援措置を受けようとする者

九州大学

当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

都市の活力、にぎわいづくりにおいては、文化芸術の創造活動に携わる人材及び市民と文化芸術をつなぐ人材の育成は重要な課題であり、積極的に取り組む必要がある。

その一貫として、九州大学大学院芸術工学府において進められるホールマネジメントエンジニア育成プログラムとの連携を図り、福岡市における文化芸術の振興を担う人材の育成及び中長期的な視野も見据えながら、文化芸術に関わる多様な人材が活躍できる環境整備に努める。

〔主な取組み（予定）〕

- ・官民の文化施設へのインターン・研修派遣
- ・各種文化イベント等での連携
- ・専門家との交流事業 など

## 【ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業】

支援措置の番号及び名称

B 1 2 0 4 ビジット・ジャパン・キャンペーン（地方連携事業）

当該支援措置を受けようとする者

福岡市

当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

外国人旅行者の訪日を促進するため、本市や、福岡観光プロモーション協議会などの本市が加盟する観光振興に関する各種協議会等において、アジア太平洋都市観光振興機構（TPO）と連携した中国等からの訪日教育旅行推進のための教育関係者の招請事業や、韓国（釜山広域市）との船舶を活用した旅行商品造成・観光PRに向けた旅行会社関係者やメディア関係者等の招請事業等を行う。

〔主な取組〕

- (1) 日本向け旅行商品造成のための、旅行会社関係者等の招請
- (2) 海外向け情報発信のためのメディア関係者等の招請
- (3) 訪日教育旅行促進のための教育関係者等の招請

## 【日本政策投資銀行の低利融資等】

支援措置の番号及び名称

C0701 日本政策投資銀行の低利融資等

当該支援措置を受けようとする者

アイランドシティに立地する民間企業、財団法人等

当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

### (1) 取組の概要

アイランドシティにおいては、21世紀の福岡市を担う新産業の集積拠点を形成することとしており、健康・医療・福祉関連分野、アジアビジネス関連分野、IT・ロボット分野、エンタテインメント分野、国際物流関連分野をはじめとする各種産業や産学連携・教育関連機能を誘致するとともに、国際競争力の強化に向けた港湾施設の整備に取り組むこととしている。

日本政策投資銀行の融資を受けられるようにすることにより、これらの機能の立地を促進し、また高度で安定した港湾機能の整備を促進するもの。

### (2) 取組の主体

民間企業、財団法人等

### (3) 場所

アイランドシティの産業集積用地及び港湾・物流関連用地

### (4) 実施期間

平成16年度～平成25年度頃

### (5) 実現される行為

新産業や国際物流機能の集積

### (6) 整備される施設（立地を目指す施設）

国内やアジアの企業相互の交流と連携を支援する機能・施設

例) ・インキュベート施設

・オープンラボラトリー

・産学連携による共同研究開発施設

・国際物流に対応した総合物流センターや高度化倉庫

・コンテナターミナル施設

### (7) 合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業

「地域経済振興事業」のうち、

・地域競争力強化支援

・地域産業立地促進事業

「地域社会基盤整備事業」のうち

・港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業

「新技術開発等」のうち、

・新技術開発事業

「先端技術・経済活性化」のうち

・新産業創出・活性化

「広域ネットワーク整備」のうち、

・流通基盤整備事業



【外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業】

支援措置の番号及び名称

B 0 5 0 2 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業

本支援措置の適用を受けようとする外国人

地域再生計画の区域内に所在する機関（下記（２））において、出入国管理及び難民認定法別表第１の５の表の下欄に掲げる研究活動又は情報処理活動を行う外国人並びにその配偶者及び子

当該支援措置の対象となる機関

機関名：国立大学法人九州大学

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
大学院システム情報科学	福岡市東区箱崎 6-10-1	情報理学、知能システム学、情報工学、電気電子工学等IT分野の研究を行う。教官は、箱崎地区キャンパスと筑紫地区キャンパスの二つに分散。	特定研究活動。（当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。以下同じ。）
大学院理学研究院	福岡市東区箱崎 6-10-1	生物学系のバイオ、物理学・化学系ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。
大学院農学研究院	福岡市東区箱崎 6-10-1	農林水産系バイオ分野の研究を行う。	特定研究活動。
大学院医学部附属研究院	福岡市東区馬出 3-1-1	医学系バイオ分野の研究を行う。	特定研究活動。
大学院工学研究院	福岡市東区箱崎 6-10-1	工学系ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。
先端物質化学研究所	福岡市東区箱崎 6-10-1	物質基盤化学部門、分子集積部門、融合材料部門、先端素子材料部門においてIT、ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。

機関名：福岡大学

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
工学部	福岡市城南区七隈 8-9-1	工学系IT、ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。

機関名：財団法人九州システム情報技術研究所

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
財団法人九州システム情報技術研究所	福岡市早良区百道浜 2-1-22	<p>財団法人九州システム情報技術研究所は福岡ソフトリサーチパーク(SRP)のIT分野における中核的研究機関。</p> <p>国際的な産学官の協調の下で、情報技術に関する研究開発、内外関係機関との交流及び協力、コンサルティング、情報の収集と提供、人材育成等を行っている。</p>	特定研究活動。

機関名：財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 9階	<p>新技術・新産業の創出を目指す中核的推進機関として、新技術の開発から新産業の創出までを一貫して支援している。</p> <p>財)福岡県産業・科学技術振興財団が中核機関となる研究開発プロジェクトについては、当財団が、外国人と特定分野の研究に従事することについて</p>	特定研究活動及び特定研究事業活動。
国立大学法人九州大学(前掲)	前掲	契約し、研究員として雇用し、左の研究施設に派遣する。	
福岡大学(前掲)	前掲		
財団法人九州システム情報技術研究所(前掲)	前掲		
福岡システムLSI総合開発センター	福岡市早良区百道浜 3-8-33		

機関名：独立行政法人日本学術振興会

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
独立行政法人日本学術振興会	東京都千代田区一番町6番地	独立行政法人日本学術振興会は、学術の国際協力を推進するため外国人研究者をわが国に招聘する事業を行っている。 当法人が採用した外国人については、左の研究施設において受入れ、協力して研究を行う。	特定研究活動。
国立大学法人九州大学（前掲）	前掲		
福岡大学（前掲）			

機関名：独立行政法人科学技術振興機構

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
独立行政法人科学技術振興機構	埼玉県川口市本町4-1-8	独立行政法人科学技術振興機構は、国の戦略目標の達成に向けた基礎的研究を推進しており、構想実現のための研究グループのスタッフとして外国人研究員の雇用を行っている。 当法人が採用した外国人については、左の研究施設において受入れ、協力して研究を行う。	特定研究活動。
国立大学法人九州大学（前掲）	前掲		

機関名：株式会社正興電機製作所

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
株式会社正興電機製作所	福岡市博多区東光2-7-25	発電所制御システム、上下水道監視制御など電力、公共、産業分野のシステム機器及び電気・電子機器器具、ソフトウェアの製作、販売。新事業として、生物センサーによる水質管理装置の販売やeラーニング事業にも取り組んでいる。	特定情報処理活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。以下同じ。)

機関名：株式会社エーエスピーランド

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
株式会社 エーエス ピーラン ド	福岡市博多区東 光 2 - 7 - 2 5	正興電機製作所の社内ベンチ ャー企業。営業ソフトを ASP 方 式(インターネットを介して配 信)で提供。	特定情報処理活動

機関名：株式会社 BCC

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
株式会 社 BCC	福岡市中央区六 本松 2 - 1 2 - 1 9 BCC ビル	アウトソーシング、ソフトウェ ア開発、コンピューター販売・ 保守、データエントリーサービ ス、VAN サービス、オンライン ネットワークサービス、コンサル テーションなどの事業を行 う。	特定情報処理活動

機関名：株式会社九州富士通システムエンジニアリング

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
株式会 社 九州富士 通システ ムエンジ ニアリン グ	福岡市早良区百 道浜 2 - 2 - 1 富士通九州 R&D センター	スマートマーキュリック、セキ ュアネットワークソリューション、モバイルソリューション、トレーニングサービス、CAE コンサルティングサービス、 ISO 関連サービス、CAD データ 交換アウトソーシングサービ ス、WebSERVE などの事業を行 う。	特定情報処理活動

機関名：株式会社シー・エス・エル

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
株式会社 シー・エ ス・エル	福岡市博多区博 多駅前3 - 9 - 1 大賀博多駅前ビ ル	経営コンサルタント、コンピ ューターシステムの開発及び販 売、コンピューター機器の販 売、コンピューター業務支援シ ステムの賃貸及び保守、管理、 コンピューターソフトウェア に関するシステムコンサルテ ィングなどを行っており、主に ソフトプロダクト及びサービ ス関連、ASP、インターネット 業務などの事業を行う。	特定情報処理活動

機関名：日本匯人テクノ有限会社

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
日本匯人 テクノ有 限会社	福岡市博多区博 多駅前4丁目36 番29号 IBセンタービ ル401	中国企業の日本法人であり、日 本企業からソフトウェア開発 等を受注し、中国国内で開発し ている。 業務内容 (1)ソフトウェア開発 (2)ソフトウェアの代理販売 (3)日中間IT人材交流及び 各種コンサルティング 業務	特定情報処理活動

機関名：株式会社ジェイエムネット

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
株式会社 ジェイエム ネット	福岡市博多区下 川端町3 - 1 リ バレインオフィス 9F	システムLSI開発、プロダクト企 画開発、FA物流ソリューションパ ッケージ開発などのIT関連のサ ービスおよび技術をマネージメン トし、トータルにITソリューション を提供。	特定情報処理活動

機関名：株式会社三神ソフト

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
株式会社 三神ソフト	福岡市早良区百 道浜2丁目1番2 2号 福岡ソフトリサー チパークセンタ ービル610号室	大手地銀・保険会社をユーザー とする金融システムの業務アプリ ケーション開発及び関連業務。 福岡市内事業所は、本社機能に 加え、日本人業務経験者と外国 人 IT 技術者との混成チームによ る設計業務等の開発センター、 必要な技術やスキルを社員に習 得させる教育センターとしての機 能を担う。	特定情報処理活動

機関名：株式会社ヒューマンテクノシステム

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
株式会社 ヒューマ ンテクノ システム	福岡市博多区 住吉2丁目2番 1号	中国の企業と資本提携を行い、 開発業務の一部を委託してい る。その際には、言葉や文化の 違いから橋渡し役となる者が、 日本側でも必要となる。 橋渡し役として、現在、技術の 在留資格を持つ中国人IT技術 者を雇用しているが、受注が拡 大基調にあり、当事業の活用に より、橋渡し役の中国人IT技術 者の増員と迅速かつ安定的な 雇用を図る。	特定情報処理活動

機関名：合同会社 G C B

事業所名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
合同会社 G C B	福岡市博多区 住吉2丁目2番 1号	ヒューマンテクノシステムと 中国、山東省の済南元成創新テ ック有限公司の両社が設立し た日本法人。 コンピュータシステム及びソ フトウェアの企画、開発及び販 売。オフショア開発全般サポ ート。アウトソーシング業務請負 。企業のマーケティングリサー チ及び経営情報調査提供など の事業を行う。	特定情報処理活動

上記の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業要件を定める省令（平成18年法務省令第79号）に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

上記の機関については、「福岡アジアビジネス特区」において「外国人研究者受入れ促進事業」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」としての特例措置の適用を受ける機関として認定されていた機関で、外国人研究者等の受入れ実績もあるため。

本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

本支援措置を活用することにより、本市へのIT（システムLSI等）、バイオ、ナノ等先端分野の戦略的な育成・集積を図るため、九州大学をはじめとした研究機関やIT関連企業の支援を行うことにより、国内外の研究者や技術者との連携交流を促進し、新しい産業・企業の創出、地場企業の活性化、企業・研究機関等の立地を促す。

### 5 - 3 - 2 その他の事業

「地域再生推進のためのプログラム」（旧プログラム）に基づき認定されている地域再生計画の支援措置の活用

- 10701 日本政策投資銀行の低利融資
- 10803 文化芸術による創造のまち支援事業の活用
- 201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
- 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- 212002 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）
- 212014 観光関係の施策連携（共通プラットフォーム）
- 212023 観光推奨バス路線指定制度の活用

- 2 1 2 0 2 7 ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施
- 2 1 2 0 2 9 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入
- 2 0 6 0 0 1 香港SAR旅券、英国BNO旅券（香港居住権者）に対する査証免除
- 2 0 4 0 1 3 ロボット実証実験における特定実験局開設
- 2 0 4 0 0 4 コミュニティ・サービス事業の活性化支援

### 5 - 3 - 3 その他独自で行う取り組み

地域再生法による支援措置を活用するほか、福岡市が推進する独自の地域経済活性化策として、以下の取組みを行う。

#### (1) 観光プロモーション

首都圏等への観光プロモーションや民間企業等の他団体が実施するプロモーションとのタイアップなど、国内・海外からの集客を促進することを目的に、九州各地域や国、観光関連協議会等と連携して、福岡・九州の魅力発信や認知度向上に向けた戦略的・継続的なプロモーションを展開していく。

#### (2) 外国企業の誘致推進

経済視察団の派遣、セミナーの開催などを通じて、これらに参加する外国企業と地場企業とのビジネス連携を促進するとともに、「外国企業・投資誘致センター」において、広報、誘致活動、情報提供、進出を表明した外国企業へのサポートを行うなど、アジアを視野に活動する国内外の企業、日本市場への進出を目指すアジア企業などの福岡市への立地を促進していく。

#### (3) 文化芸術を活かしたまちづくり

##### 映像・映画を通じた福岡の魅力発信とアジアとの国際文化交流

フィルムコミッション事業を実施することにより、国内外の映画、テレビドラマ、CM等の撮影に対する協力及び誘致活動を行い、映像を通じて、都市と自然と文化の魅力にあふれた福岡・九州を国内外に発信することにより、知名度の向上、観光資源の開拓、地元映像産業・文化の振興等を図っていく。

また、アジア・フォーカス映画祭を開催し、優れたアジア映画の新作・日本未公開作の紹介、アジアの映画関係者との交流、アジア映画の才能の発見・育成を通して、市民にアジア文化の理解促進及びアジアの映像文化の発展に寄与するとともに、アジア映画の情報拠点づくりを進めていく。

##### 文化施設の管理運営

博多座及び市民会館において、文化事業の鑑賞と発表の場を提供することにより、地域文化の振興を図っていく。

## 6 計画期間

平成19年度から平成25年度



## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す本計画の目標達成度については、計画期間終了後必要な調査を行い、状況を把握のうえ、評価および改善すべき事項の検討等を行なう。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

### 【福岡アジアビジネス特区】

・海外の人材活用、創業促進、産学連携強化、港湾機能強化等における規制緩和を導入し、各種プロジェクトの加速的な推進を図ると共に国際水準の港湾インフラ整備やコスト・サービスの実現などにより産業の国際競争力強化を図りながら、アジアビジネスを目指す内外企業の集積を促進し、地域経済の活性化を目指すもの。

(816)学校設置会社による学校設置事業

(828)運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

(829)空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

(832)インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

(1131(1143,1145))修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

(1132(1144,1146))修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業